

新型コロナウイルス感染症に関する出社判断基準

※基本的に保健所の指示に従う

状態	期間	出社判断	給与関連	
			感染源が業務外	感染源が業務内
本人が陽性	回復まで	休業	傷病手当 または 有給休暇	労災 または 有給休暇
	回復後以下の期間経過まで	在宅勤務	給与あり	給与あり
	1) 発症後10日間 かつ 2) 回復後3日間	在宅勤務で できない職種 は休業	欠勤 または 有給休暇	欠勤 または 有給休暇
本人が体調不良 (感染が強く疑われる)	回復まで	休業	傷病手当 または 有給休暇	労災 または 有給休暇
	回復後以下の期間経過まで	在宅勤務	給与あり	給与あり
	1) 発症後8日間 かつ 2) 回復後3日間	在宅勤務で できない職種 は休業	欠勤 または 有給休暇	欠勤 または 有給休暇
	但し、他の病気と診断された場合 回復後	出社可	給与あり	給与あり
同居家族が陽性	最終接触後7日間 自宅療養の場合は自宅療養解除から7日間	在宅勤務	給与あり	給与あり
		在宅勤務で できない職種 は休業	欠勤 または 有給休暇	欠勤 または 有給休暇
同居家族が体調不良 (感染が強く疑われる)	最終接触後5日間 自宅療養の場合は回復後5日間	在宅勤務	給与あり	給与あり
		在宅勤務で できない職種 は休業	欠勤 または 有給休暇	欠勤 または 有給休暇
	但し、他の病気と診断された場合 判明後	出社可	給与あり	給与あり
本人が濃厚接触 した人が陽性	最終接触後7日間	在宅勤務	給与あり	給与あり
		在宅勤務で できない職種 は休業	欠勤 または 有給休暇	欠勤 または 有給休暇
本人が濃厚接触 した人が体調不良 (感染が強く疑われる)	最終接触後5日間	在宅勤務	給与あり	給与あり
		在宅勤務で できない職種 は休業	欠勤 または 有給休暇	欠勤 または 有給休暇
	但し、他の病気と診断された場合 判明後	出社可	給与あり	給与あり

新型コロナウイルス感染症に関する出社判断基準

- 1) **回復**とは、解熱剤を含む症状を緩和させる薬剤を服用していない状態で、解熱および症状が消失した状態をいう。
- 2) 罹患時において本人に感染による症状がない（無症状）場合や体調不良時において本人申告に基づき所属長が就労可能な状態と判断する場合には、在宅勤務を指示することができる。
- 3) 罹患時において無症状の場合、陽性確定の検査の検体採取日から無症状で7日間経過後出社可。
但し、10日目までは健康状態の確認や三密回避等を特に慎重に行うこと。
- 4) 在宅勤務必要期間について、医療職の指示・判断がある場合には、それに従う。
- 5) 同居家族が罹患し自宅療養の場合においても、所属長が本人からのヒヤリング等により以下①～⑤の全てを含む家庭内感染対策を実施していることが確認できた場合は、感染対策開始日から7日間経過後出社可とする。
但し、罹患者の療養解除までは健康状態の確認や三密回避等を特に慎重に行うこと。
なお、別の同居家族が罹患した場合は、改めてその発症日（無症状の場合は検体採取日）以降、当該別の同居家族に対する家庭内感染対策実施を確認できた日を起点とする。所属長が判断に迷う場合は医療職に相談する。
・家庭内感染対策：① 罹患者と別室で生活する ② 罹患者は極力部屋から出ない
③ 不織布マスク着用 ④ 手洗い・手指消毒 ⑤ 物資の非共用 等
- 6) 本人罹患後に同居家族が罹患し自宅療養となる場合、本人罹患時に適用される期間経過をもって出社可とする。
- 7) **濃厚接触**とは、発症日の2日前から、手を伸ばしたら届く距離（目安として1メートル）で15分以上接触があった場合を目安とする。事業継続上、特に重要な職場については必要な追加措置を行う。
- 8) 濃厚接触者のうち、保健所基準による認定に含まれず、マイハニー独自で指定した者は、次の場合には出社可とする。：最終接触後3日目以降のPCR検査で陰性判明または最終接触後5日間無症状が継続。保健所基準・マイハニー独自指定に関わらず、最終接触後10日目までは健状態の確認や三密回避等を特に慎重に行うこと。